

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	東部クリーンセンター

契約業者名・住所	水 i n g AM株式会社東関東営業所 千葉県千葉市中央区富士見 2 丁目 1 5 番 1 1 号
工事等の名称	東部クリーンセンター運転管理業務委託
工事等の場所	松戸市高塚新田 3 5 2 番地
種 別	大) 施設等運転管理他 中) 施設の運転・管理
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	1 2 2, 1 0 0, 0 0 0 円
工事等の概要	東部クリーンセンターの運転管理
随意契約の理由	東部クリーンセンターは、市唯一のし尿処理施設であり、プラントを停止させることはできず、運転管理には安全性が必要とされます。また、万全な管理体制による適正な運転によって、施設の機能を十分に発揮することはもとより、周辺地域の住人に信頼され、地域と融和した公共施設である必要があります。 従って、運転管理業務を委託するにあたり、当施設の信頼を高め、安全で安定した操業を確実なものとするため、プラントメーカー系列の運転管理会社に委託することが、下記の理由からも現実的かつ合理的であると判断します。 1 東部クリーンセンターは、仕様書発注による性能保証付き責任設計・施工方式で完成した施設で、プラントメーカーの責任が大きい施設であるため、運転管理には運転従事者の技量及びプラントメーカーの設計・技術部門のバックアップが必要不可欠である。

	2 稼動後45年が経過した老朽化施設であり、万一、運転管理上で障害が発生した場合でも迅速かつ的確に対応するため、プラントメーカーの支援が組まれていなければならない。 上記の理由から、現在、プラントメーカー系列の運転管理会社である水 i n g AM株式会社に運転管理業務を委託することが最適と判断されますので、同社を選定するものです。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするものです。
--	--